

AS I A G A P
審査プロセスでの I C T 使用ガイドライン

Ver. 1



発 行 日 : 2020 年 10 月 1 日
運用開始日 : 2020 年 11 月 1 日

目次

目的

1. 用語の定義と説明	
2. 適用範囲	1
2.1 適用範囲	1
2.2 現地審査	1
2.3 是正措置の確認への適用	1
3. 審査員の力量	2
3.1 審査員及び要員の教育訓練	2
3.2 審査員及び要員の力量	2
4. 審査のタイミング、工数、審査期間	2
4.1 審査のタイミング	2
4.2 審査工数	2
4.3 審査期間	2
5. セキュリティー	3
5.1 セキュリティーの確保	3
5.2 セキュリティーに関する合意	3
6. 実施手順	3
6.1 審査申込	3
6.2 提出資料	3
6.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定	3
6.4 接続テスト	3
6.5 遠隔審査の可否の決定	3
6.6 審査計画の策定	4
6.7 遠隔審査の実施	4
6.7.1 環境	4
6.7.2 審査の実施	4
6.8 現地審査の実施	4
7. 審査後の活動	4
8. 登録	4

目的

この文書は、一般財団法人日本GAP協会（以下、協会という）が運営する認証プログラムASIAGAPの審査を、ASIAGAP総合規則に加えGFSI Benchmarking Requirements Ver. 2020.1、IAF MD4 : 2018「認証審査/認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF基準文書」に基づき遠隔審査によって一部を実施するための要領を定める。

1. 用語の定義と説明

(1) ICT（Information Communication Technology）

情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することである。ICTには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他のソフトウェア及びハードウェアが含まれる。（引用：IAF MD4 : 2018）

(2) 遠隔審査

ICT機器を用いて審査員が農場以外の場所から農場の審査を行う審査である。WEBによる会議システム等により、認証機関、農場間で相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各出席者の音声や映像が即時に相互に伝わり適時適格な意見表明が相互に充分行うことができる環境が確保されることを要件とする。

(3) 現地審査

審査員、被審査農場、団体事務局が対面で行う審査である。審査に関係する圃場、施設にて行う。

2. 適用範囲

2.1 適用範囲

すべてのASIAGAPの審査において適用する。なお、審査の50%以上の工数を遠隔審査で行うことはできない。

2.2 現地審査

認証機関は農場、団体事務局の審査に係る文書、記録及び現地の状況等により現地審査、遠隔審査の範囲を決定する。なお次の範囲は現地審査とする。

- ① HACCPベースのシステムを含む食品安全マネジメントシステムが、関連するすべての業務において取り組まれていることの確認
- ② 遠隔審査において現地で確認することが必要と判断された事項
- ③ その他、現地で確認することが必要と判断される事項

2.3 是正措置の確認への適用

是正措置の確認を遠隔で行うことができる。是正措置の確認を遠隔で行う場合は本ガイドラインに即して行う必要がある。

3. 審査員の力量

3.1 審査員及び要員の教育訓練

遠隔審査では、ICT機器の使用に関する技術専門家を要員とすることができる。認証機関は職員へ以下を含む必要な訓練を行いISO/IEC17065及びIAF MD4の関連する要求事項を明文化し審査員及び要員に周知しなくてはならない。

- ① 情報セキュリティー
- ② ICT機器の操作方法
- ③ 遠隔審査の手順、方法と審査結果に影響を与えるリスク

3.2 審査員及び要員の力量

認証機関は、審査員及び要員の遠隔審査に関する以下の力量を評価する手順を文書化し、遠隔審査実施の可否を判断する（④は審査員のみ力量）。審査員については、遠隔審査前に遠隔審査を行う力量について立会審査により評価する。立会審査は遠隔審査を含む審査で行い、この審査において現地審査時の立会は現地で行わなくてはならない。

- ① 遠隔審査に用いるICT機器が十分に使用可能である。
- ② 遠隔審査を行うための十分な研修を受けており、遠隔審査を行う力量を有し、遠隔審査により収集された情報の精度に関するリスクを理解している。
- ③ 遠隔審査に係るセキュリティーに関するリスクを把握している。
- ④ 遠隔審査が審査結果に影響を与えるリスクを把握し、遠隔審査を的確に行える力量を有する。

4. 審査のタイミング、工数、審査期間

4.1 審査のタイミング

審査のタイミングに関連する要件は、総合規則に沿って行う。

4.2 審査工数

遠隔審査、現地審査の合計審査工数を審査工数とする。審査工数が、通常審査（現地のみ審査）の工数より短い場合には、審査機関はその工数が短くなった正当性を示さなくてはならない。

4.3 審査期間

遠隔審査は現地審査の前に行い両審査は30日以内に終了しなくてはならない。

なお、遠隔審査の後、感染症のリスクや災害等により30日以内に現地審査が終了できない場合には90日以内まで現地審査終了の期間を延長することができる。審査が30日以内に終了できない場合は延長の理由と審査延長に係るリスク評価を一般財団法人日本GAP協会（以下「協会」という）に提出し協会より承認を得なければならない。

5. セキュリティー

5.1 セキュリティーの確保

認証機関は計画、報告、フォローアップを含め審査全体を通じて情報の機密保持を確実にする対策を実施する。

5.2 セキュリティーに関する合意

認証機関と農場は審査前にセキュリティー及びデータ、音声の記録、スクリーンショット等の審査に係る情報の保護対策と責任の所在について合意する。

認証機関と農場は遠隔審査のツールの録画、録音機能を使用する場合は、その範囲、使用目的及び記録の廃棄時期を合意する。

セキュリティーに関する合意は文書により行い文書を保持する。セキュリティーに関する文書による合意が無い場合に遠隔審査は行えない。

6. 実施手順

6.1 審査申込

遠隔審査申込書に以下を記載する。

- (1) 遠隔審査に使用する機材、プラットフォーム等
- (2) 審査の参加者
- (3) GAPIに関する記帳等に関するクラウドシステム等ICTの活用状況

6.2 提出資料

農場は認証機関に以下の資料を事前に提出する。

- (1) 圃場、施設一覧
- (2) 圃場地図、施設地図
- (3) 収穫工程・農産物取扱い工程のリスク評価結果
- (4) 内部監査結果、内部監査にて不適合だった項目の改善結果

6.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定

認証機関は提出された書類の確認を行う。

認証機関は事前の審査対象農場の審査結果及び事前提出資料から遠隔審査に影響を及ぼす可能性があるリスク、また、ICTを利用することによるリスクを特定し、慎重に審査すべき事項（現地審査とすべき事項を含む。）を把握し記録に残す。

6.4 接続テスト

接続テスト、遠隔審査、現地審査は同一の審査員が行う。

書類、現地の確認における通信環境、映像、画像の精度の確認を行う。

6.5 遠隔審査の可否の決定

審査・認証機関は、6.1 審査申込書、6.2 提出資料、6.4 接続テストで得た遠隔審査に関する情報を含め、以下の観点より、遠隔審査におけるリスク評価を行い、遠隔審査実施の可否を判断する。リスク評価において必要に応じて聞き取り調査を行う。一連の遠隔審査におけるリ

スク評価結果と可否の結果を記録する。

- (1) 直前の審査での是正要求
- (2) 使用するICT機器と通信環境（通信速度、ノイズ）
- (3) 上記を使用するに当たっての担当審査員の力量、及び当該農場の力量
- (4) 情報セキュリティーの確保と機密保持

6.6 審査計画の策定

遠隔審査、現地審査においてICTがどう活用されるのかの特定を行い、審査計画を策定する。
審査計画は6.3で特定された慎重に審査すべき事項の特定結果を反映する。

6.7 遠隔審査の実施

6.7.1 環境

音声、画像が伝わりやすい静かな場所を設定する。

6.7.2 審査の実施

審査の進行（開始、閉会、審査結果報告等）は総合規則に基づき、可能な限り設定された計画に従い実施する。

審査報告書には審査の開始時刻、終了時刻および参加者を記録する。また技術的な課題があった場合は、その旨記載する。

6.8 現地審査の実施

審査計画に沿って現地審査を行う。遠隔審査において現地で確認することが必要と判断される事項についても現地審査を行う。

7. 審査後の活動

審査員は、審査の判定が終了した後に遠隔審査のツールの録画、録音機能の使用により入手した記録を破棄する。

8. 登録

認証機関は遠隔審査であったことを識別して認証情報を協会へ報告し、協会は、遠隔審査であったことを識別して認証農場・団体を記録する。

以上



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <http://jgap.jp>